

一三、六月三四日(第1回)

不開議文散會時割(自午前六時三十分)

出席議員は次々通りであります。

議席 氏名

議席 氏名

一番 仲村春正

議席 氏名

二、 岸本利美

議席 氏名

三、 伸桂義一

議席 氏名

四、 佐野喜謙祐

議席 氏名

五、 中山勝豊

議席 氏名

六、 大妻里良朝

議席 氏名

七、 峰向健一郎

議席 氏名

三、 出席議員一名 一人番 稲嶺盛三

四、 市町村自治法第大丁條の規定により會議事項説明のため出席し
た者次の通りであります。

姓 長仲村春勝 諸政課長 当山全喜

助役 美屋真徳 緑課長 澤山安一

收入役 仲村春松

二、 議事日程は次の通りである。

日程第一 議案三件(首長資金積立條例について(撤回))

日程第二 議案三件(首長會資金積立條例について(可決))

日程第三 議案三件(基木貯蓄基金積立條例)該定について(可決))

日程第四 議案三件(消防車購入資金積立條例について(可決))

日程第1 議事運営等並其種類別議定について(可決)

日程第2 議事運営並其種類別議定について(可決)

日程第3 議事運営並其種類別議定について(可決)

六、會議の顛末

議長 予計十時三十五分開會宣言

出席一人名でありヨリ、上つて市町村自治法第五十九條の規定により議會は成立致し得ずと、唯今アリ議會を開會します

議長 育英資金積立條例案につて、議案撤回の案が村長アリ提出されてあります。

議長 休憩せ置く午前十一時三十五分

再開を宣す(午前十時四十分)

二番 制議アリ何でもかんが、議事の運営方ににつき、朝日普通十時五

時半アリ。一時間アリヒテ大功ヒ進メておくには

参議アリづづらつて時間もあく年々議事運営の運営方を

討議アリ。たゞ

議長 本道關係で政府へ接済に參りますうで制議長に議長の職務

され願ひます。

副議長 では議長に代て議事運営を進めて行ます。

日程第一議案第二四号育英資金積立條例案の撤回の

議案アリおりますうで撤回して良い所をさかが詰り

致します。

異議なし」と唱うるものあり。

副議長 全員御異議ござり得ぬと承ります。議案第ニ四号を撤回
致します。

副議長
お詫び致申す。日程の追加議案第三件を日程第二に持つ
来だりと思ふ事す。

要議論して唱うて可なりトニ

日程第ニ議案第十八号「育英資金積立案」を上提致し奉り

副議長 提案者の御説明をお願いします

物
改
道法は平続で立かつたウキ、本議案を上提出しました。
一
番
積み年は現在額は、又ハ三〇年の限額は

助役
理在は、アモル、吉平や男り手すら、切り上げて、六三は早ビ

一
番
一般會計口本年度ニ限リヒカルトガ今日正禮之金ニ通

法処置とどちらが正しいか

スクラップの作りあれば、そういとはつまりする必要がある

一二 番 今度の金が充当するも早速令セに生計会での事

| | | |
|-----|-----------------------------|---|
| 副議長 | 審議を打切つて貰ひ方をうが | 思ふ事にて行ひたる事は、三番議員の意見にて行ひたる事 |
| 副議長 | 審議を打切つて貰ひ方をうが | 今先に審議と同感である三番議員にて行はれ、三番議員の理由にて行はれ、理由にて行はれ、理由にて行はれ |
| 副議長 | 審議を打切つて貰ひ方をうが | 理由にて行はれ、理由にて行はれ |
| 副議長 | 休憩を致します（午前正時十五分） | 休憩を致します（午前正時十五分） |
| 副議長 | 質疑はなしをうと詰め打切つて貰ひ方をうが | 質疑はなしをうと詰め打切つて貰ひ方をうが |
| 副議長 | 御異議がなされずの下質疑を打切ります | 御異議がなされずの下質疑を打切ります |
| 副議長 | 討論を打切ります | 討論を打切ります |
| 副議長 | 審議は終り人材を育成すると言ふ事は村の大生産財産 | 審議は終り人材を育成すると言ふ事は村の大生産財産 |
| 副議長 | であり今まで育成すことにあらず、高生産と恩の度を | であり今まで育成すことにあらず、高生産と恩の度を |
| 副議長 | 農業運営に賛成致します | 農業運営に賛成致します |
| 副議長 | 原案は賛成致します。本年度で二万円ですぐ執行おこな | 原案は賛成致します。本年度で二万円ですぐ執行おこな |
| 副議長 | うべき、これの執行は充分をつけておこうし、又村が平に改 | うべき、これの執行は充分をつけておこうし、又村が平に改 |
| 副議長 | 更に過去の訂正に下して、またより確実農すると思われる | 更に過去の訂正に下して、またより確実農すると思われる |
| 副議長 | 村が平に改つて一日も早く進めてやりたいとおもふ | 村が平に改つて一日も早く進めてやりたいとおもふ |
| 副議長 | 審議を打切つて貰ひ方をうが | 審議を打切つて貰ひ方をうが |
| 副議長 | 御異議がなされずの下質疑を打切ります | 御異議がなされずの下質疑を打切ります |
| 副議長 | 唯今三番議員より原案賛成の意見が芳月ます | 唯今三番議員より原案賛成の意見が芳月ます |

| | |
|-----|--|
| 副議長 | 御意見はありますべく 制に意見がござり称うてあります。本原案通り全會一致で可決 決定致したいと思ひます。ぜんぶわざわざうか 裏議らしと唱うからアリ |
| 副議長 | 御異議がなければ、本原案を採用するに可決決定致します。 |
| 副議長 | 日程第3議案第3項基本財産基金積立條例該定案 を付議致します。 |
| 副議長 | 書記をして朗説せられます。 |
| 副議長 | 提案者の説明願います。 |
| 助役 | 二の方は理由によります通り 政府の例よります下 二の通りにしておきます。 |
| 副議長 | 質疑をお願いします。 |
| 一 番 | 第3條に大2年度限り、ハセロ以上を積立せらるりますが、 |
| 助役 | これは一般会計と今年度ばかりではなく行主石川、 |
| 一 番 | 唯今後大半が井の根據口予算と想違する分如何。 |
| 助役 | 予算の方とは別として予算セロ二水が少くとつてはなるべく思ふ |
| 一 番 | すぐ年度の分をあらう。 |
| 助役 | 予算の予算で、毎年の支出を計るが原則である 例年で は臨時出費が必要となるのである |
| 一 番 | 利子ロ一般会計へ預く、積立分に入れるべきだと思う |
| 助役 | 範囲と目的で村の積立分であります。二水から得る金額を記 |

| | | |
|-----|-------|-------------------------------|
| 一五 | 番 | 第四條では一時使用が出来うとの場合 一時使用の時は見合二郎 |
| 助 | 役 | 積立有価証券等はどう |
| 現金 | であります | |
| 一六 | 番 | 最高額の必要がどうか如何 |
| 助 | 役 | 董用の議會の議決の必要であります |
| 主 | 番 | いつ頃から積立を始めたか |
| 助 | 役 | 終戦直後 |
| 一七 | 番 | 第三條の剰余金で法定額があります |
| 助 | 役 | ちから |
| 一八 | 番 | 収益に並にすき積立にあります |
| | | 光石番議員とお質問とも関連するかの如うなうが、村々政 |
| | | 確立にあつてあります。利子は毎年歳計に繰入を又 |
| 一九 | 番 | 剰余金を一・六一年から積立金を見積ほ |
| 助 | 役 | 清算の場合の一錢り333で平成は出来ない |
| 二〇 | 番 | 第四條に議會會議決議してあります。一般會計の場合は |
| | | 議會の議決を経なくて事業と解消申しますが、 |
| 助 | 役 | 自治法(一六〇条)一時借入金 |
| 副議長 | | 休憩致しました(午後十一時五十分) |
| ク | | 再開致しました(午後零時一分) |
| | | 實績を打功する旨でせうが、 |
| | | 賛成と唱えました |

副議長

御異議がござりまする事にて質疑を打切ります

二番

原業ニ賛成致ます

三番

基本財産ヲリトあれば別にじても言ひと思つ。色々の金を

四番

某の委員會報告で申上せたが剰余金とも全額とほつて

五番

おりますか。本源ノ通り積立金と蓄積するとは、財産う

六番

健全ならしめたりに原業通り賛成致します

七番

副議長で口討論を打切ります

八番

金員原業通り賛成にて記して可決を差致したいと

九番

思ひますか。どうもうやせうが

十番

異議なしと唱う申すなり

十一番

副議長御異議がござら申すぞありまらずて議業第ニ号基本財

十二番

産基金積立條例設定期業セ全會一致セ原業通り可決を

十三番

是致します。

十四番

副議長休憩放送(午後零時五分)

宜野湾村役所

十五番

再開放送(午後零時八分)

十六番

日程第四議業第ニ号消防車購入資金積立條例案

十七番

主上提致します。

十八番

書記主司朗読せしめます

十九番

提案者御説明を願います

二十番

消防機器整備強化及都市形態への進展と共にその

助役

消防機器整備強化及都市形態への進展と共にその

副議長

必要の度合を増すよりも少くあります。それが簡化には金が伴う。

そこで限られた市町村政の現状では一時に多額の費用を到底想定せねばならぬので、これは積立金制限を設けそれを整備強化を計りたい。

副議長 費疑をか願ひます。

三三 番 消防機械に対する政府の助成がなければ万茶日本では三十分

以上補助を付さずが村とそ陳情にておまか。

助役

した三と四月

番 購入資金額を條例で定めた第四條

一九 番 現在消防車合あります。寿命及能力について

一〇 番 寿命については車の型などにより運転が四年程度です。部品はだらべ部分助成故障の場合新規型の部品を使用して居る後二三十年

は大丈夫だと思ります。能力に拘らず水と煙等の方口より消滅する消防車にあらわし圧力を保ててあります。

一一 番 寿命が二三十年と云ふ細い二年が一、五年後使用出来ばと

それば船購入しなれば出来ばと思つたが新車でどうか。

終り課長 お手うこの方で種類は違つが二千円政府の助成で

様子消防車を購入してから何回も陳情して居る所であります

助成を受けたとして全額は得られないでござる場合また返答は受けてない本件ひとり二千から助成して行きました。

番 消車を購入するところが莫大な金にならうと思つ村では

東洋だうなりお来がりと思うので、東に要請すれば來

| | | |
|----|----|--|
| | | さうで電話をダイヤルで取扱ふ所うを希望したりました。が |
| 助 | 役 | 局と玉穂交通局より接渉はなあうが未だ五年でない。 |
| 二 | 番 | 積みを分けてあるが、あつたが、第四條の場合に、臨時使用も出来ず消防車を購入するには、車(1台)とかかるところが、説明によると、今にかねばらほりと思ひました。 |
| 助三 | 役 | 目的として何をやうが、要望で機器購入をされれば、出来て絶続的にして行きたい。 |
| 九 | 番 | 寿命は新車で何年位か。 |
| 一九 | 番 | 車両を譲り受け、普通タクシーは、二年で取り返へば、出来ないと言つたります。が、消防車は命長い。 |
| 一七 | 番 | 車の下の車から見た場合で普通型で西二年位。 |
| 一八 | 番 | 現行の消防車が復々三年の寿命とから、新車を購入するといふ方角でござる。一ヶ月間積立でも、六ヶ月間積立がうすます。 |
| 幹 | 課長 | 現在で日々三年と言つて予想でうつて整備をすれば、何年持つかね。 |
| 一九 | 番 | 村の消防車が必要の時は、三日が現在は大丈史が、 |
| 幹 | 課長 | 一回の場合は修理、二回目は時、裏表であつたため、分うづがつたが、今ふ場合は常時当番が居りますので、大丈史です。 |
| 一九 | 番 | 車の消防車を、だいたいある消火に支障をきたすの不消火栓財水池などと平行して、やつて行く考え方おぼりかと、 |
| 助 | 役 | 木道事業で消火栓は、おまえさんと申うに、おまえさんと、又役所の三ヶ |

| | | |
|-----|-----|---|
| | | がべ玉ロガコンダリテモ、当分は大丈支ヒ思フ |
| 副議長 | 審 | 車ガ入モリ、蕪葉地の消防施設、貯水池、橋等にアリテ |
| 副議長 | 助役 | 現在行方、水道事業で解決すると思う |
| 副議長 | 質疑 | 質疑を打切ニ賣リセシタ |
| 副議長 | 異議 | 異議ウシト唱ウモウヌリ |
| 副議長 | 御異議 | 御異議アリシ様うモアリテ、質疑を打切りテ |
| 副議長 | 討論 | 討論モア願リシ事 |
| 副議長 | 審 | 理由ヲ詳シ述レテガマサ、一度に金額モ起算すニヒノ困難 セアリ又当然ニシテ、ほそくおこヒテ出来アリシ、一日早く解 決シテ待期して原業通り替成致シマシ |
| 副議長 | 審 | 水道の場合、消防栓モ準備されて、政府へ公的補助金モ 陳情スル事アリシモ、要望して原業に替成致シマシト |
| 副議長 | 討論 | 討論モ打切りテ |
| 副議長 | 審 | 唯今ニ審、一三番議員モ原業替成モ御意見が出てアリ 事外に御意見モア願リシ事 |
| 副議長 | 審 | 他に申シテアリテ、議業第ニ大平モ、全會一致で替成致シニ セ思シシスガ |
| 副議長 | 審 | 異議ウシト呼バカラリ |
| 副議長 | 御異議 | 御異議アリシ様うモアリテ、子議業第ニ大平消防車購入 資金積立條例案モ原業通り可決・了定致シマス |
| 副議長 | 書記 | 書記モ朗誦セシメ奉申セテ、文讀稿モ多 |

| | | | |
|-----|---|-----|--|
| | | 副議長 | 提案者御説明を願ります。 |
| 助 | 役 | | 従来より條例が定めたうて非常に支障を感じておりますので提案いたします。 |
| 番 | | | 從来より條例が定めたうて非常に支障を感じておりますので提案いたします。 |
| 助 | 役 | | 從来より條例が定めたうて非常に支障を感じておりますので提案いたします。 |
| 番 | | | 從来より條例が定めたうて非常に支障を感じておりますので提案いたします。 |
| 助 | 役 | | 從来より條例が定めたうて非常に支障を感じておりますので提案いたします。 |
| 番 | | | 從来より條例が定めたうて非常に支障を感じておりますので提案いたします。 |
| 助 | 役 | | 公糧會を開く場合費用精算は支給は出来るとあります。が自治法 第十九條に定めます。 |
| 番 | | | 今後第一回、公糧會は限られた公糧會を除き又誰かが 管轄する事がある場合、公糧會は開くべきである。 |
| 助 | 役 | | 自治法は限りなく開くと思う。市町村で特に限られた人々で 行なふと思つた。 |
| 番 | | | 公糧會に開運して開運する(第十九條五) |
| 助 | 役 | | 剝奪關係者が全部集まる場合にもしてれば出来らるべ と頭ずる人に對してはやうが、それば開運である。自治法う規定 せよ。 |
| 副議長 | | | 通常の場合は四九條、特殊で開くべきが出来りうる 休憩を取らう(午後一時)あたしては二十分 |
| 番 | | | 再開設します(午後一時三七分)開運する場合を提出す |
| 番 | | | 内閣は言ひ發見出で選舉關係者そく地關係人か乗た |

| | | | |
|-----|---|-----|--------|
| | | 副議長 | 場合を尋ねる |
| 三番 | 當局にあつては、附則の金帯の日が五月一日とあります。が、五月一日から遅れて適用する理由は、又五月一日以前の關係者が出来じたことが原因かどうか。 | | |
| 助役 | 音一以降は五月一日とあります。で、三月を五月五日として場合には、この方が悪い。 | | |
| 副議長 | 休憩致します。(午後一時三十分) | | |
| 助役 | 再開致します。(午後二時四十分) | | |
| 副議長 | 議會の行う調査のために工頭)を捕入しなければ出来ないと思ひますので、捕入願います。 | | |
| 副議長 | 質疑を行つります。 | | |
| | 討論を願致します。 | | |
| 三番 | 市町村自治法地方法のありかにてつて、ある種の補助金 | | |
| 副議長 | とほどのくらうと思ひます。さて、この條例は原業通り賛成致します。 | | |
| 副議長 | 原業通り全會一致で賛成と認めてまいり方をうす。 | | |
| | 議論なしと喝うちアリ。 | | |
| 副議長 | 右御異議がござり、改めて議業者と原業貴賛成條例 | | |
| 副議長 | 發送業を全會一致で原業通り可決と是致します。 | | |
| 副議長 | 一時五分であります。午後三時を終ります。午後三時より再開致します。 | | |
| " | 再開致します(午後三時一分) | | |
| | 再開致します(午後三時一分) | | |

副議長

日暮第六議案第十八号並野湾村税條例一部を改正する議案

七上提出します

書記をして朗読せめます

副議長

提案者より御説明を願ひます

二月二日法九号で税法が改正になりまして本税例の一部を改正した

一二番 税の問題でありますので第1條から御説明願ひます

助役 本市町村税法、基本法が並んで来て、村民税、固定資産税、車

業税に課すことにありまして、四月からは消えました。

四今までの税では括弧内で金額を示して居ますが、ありますようにあります。

四半に裏表記でこれを條例改正がなされてはつたので、基本法に

書いて改定した。

四第2條は個人の方に利子に付けてありますので見直しをした。

四これも改正したのは基本法の納期が毎年五月期日と定められて

三月が改良だと思うが、教育税などに付けて貢租が重くなると思

て基本法により三月に改めたいと思う

四第3條は徴収期日を行なうと思う。

四裏表記所得と合わせてあります。事業税にはつたので、二種

加えて、ために改正した。

四改められた總所得が二万と控除したが、もう少く基本法

が改められて、基本法通りにした。

四基本法の改正により、二年以内と見て改正した。

| | |
|-----|---|
| 副議長 | 御裏議 ^{さうぎ} 本 ^{ホン} をあり事 ^{こと} で、總統 ^{ソントウ} より審議致 ^{しめい} します |
| 番 | 番大四條 ^{おほよし} カニ万用 ^{まんよう} の機障 ^{きじょう} すまには 改 ^か 基本法 ^{基ほんぽう} を改 ^か めりておき |
| 副議長 | 休憩 ^{きゅうけい} を置 ^{おき} す(午後四時七分) |
| 助役 | 井浦 ^{いのうら} を置 ^{おき} す(午後四時三分) |
| 副議長 | 審 ^{しん} 第大五條 ^{だいおほよし} 大項 ^{だいこう} (市町村は、第一項及 ^び 第四項 ^{よんこう} の標準税率 ^{ひじゅんりやく} と異なる 税率 ^{りやく} が事業税 ^{じぎょうぜい} を課 ^{のか} す場合 ^{ばん})條例 ^{じょうれい} に明書 ^{めいしょ} する必要 ^{ひつひ} はないが、どうか 村 ^{むら} においては、必要 ^{ひつひ} でない。改正 ^{かうげん} 條文 ^{じょうもん} を入れなければ山東 ^{さんとう} などと言 ^う うニ とぞ入れた。 |
| 副議長 | 質疑 ^{しちぎ} を打切 ^{うちり} す。表 ^{おもて} をせうが、お詫 ^{あや} りします |
| 副議長 | 御質問 ^{おしつもん} がなされ、称 ^{ねん} されてあります。下 ^{した} 質疑 ^{しちぎ} を打切ります(午後四時二十分) |
| 副議長 | 討論 ^{じろん} を願 ^{ねが} ります |
| 番 | 基本法 ^{基ほんぽう} が變 ^か れば、當然 ^{ぜんぜん} 條例 ^{じょうれい} も變 ^か ると思 ^う ります。その原案 ^{げんあん} 通り 皆 ^{みな} 承 ^{うけ} 認 ^{にん} します |
| 副議長 | 休憩 ^{きゅうけい} を置 ^{おき} す(午後四時二十分) |
| 副議長 | 再開 ^{さいかい} します(午後四時二七分) |
| 副議長 | 討論 ^{じろん} がなされ、認 ^{にん} を打切りです。小 ^こ 会 ^{かい} 議 ^ぎ を終 ^し 了 ^{りよう} す |
| 副議長 | 唯今 ^{いま} 番議員 ^{ばんぎいん} より發 ^は 討論 ^{じろん} がありました。が、全會 ^{ぜんかい} 致 ^{いた} で原案 ^{げんあん} 可 ^か 決 ^{けつ} 致 ^{いた} りと思 ^う うすが、他 ^{ほか} にありませんか |
| 副議長 | 異議 ^{うぎ} なしと唱 ^う りうります |
| | 異議 ^{うぎ} なしと唱 ^う りうります |

副議長

御裏議がさうであります。下議院等へは宣野法村税條例の一節を改正する條例案を全會一致で可決を致しました。日程第ニ議案第十九号平野料及使用料徵收條例の一節を改正する條例案を付議致します。

書記として朗読せります。

副議長

提案者の御説明を願ります。

副議長

提案理由により通り本件賛成に付され、經濟環境をかげて改正いた。

副議長

質疑をお願いします。

副議長

主内も五〇仙にして場合年に幾位の增收になります。

副議長

毫も頭に三萬金二千円、主内一千円で四千円の增收

副議長

休憩を置す(午後四時三十五分)

副議長

再開を置す(午後四時四十分)

副議長

主内も五〇仙にして場合年に幾位の增收になります。

副議長

毫も頭に三萬金二千円、主内一千円で四千円の增收

副議長

休憩を置す(午後四時三十五分)

副議長

再開を置す(午後四時四十分)

副議長

主内も五〇仙にして場合年に幾位の增收になります。

副議長

毫も頭に三萬金二千円、主内一千円で四千円の增收

| | | |
|-----|---|--|
| | | わざわざくことは出来ないと思って |
| 一五 | 番 | この土地の使用権等の問題 村の調当地に問題なし |
| 助 | 役 | 七月一日附で解消になる |
| 八 | 番 | 便用料貨賃料は概ね支拂うる額をもとに使用許可によ て決まりと思想が、永久的に家を建てるほどの場合、 建設を目的とした場合の便用料とはどんなりつく。 |
| 助 | 役 | はつまりしたが、公共団体の場合には使用許可よりもして出来り ませぬと想ひます。本件に象を建てるほどの場合、 最も最初まで額は決めてあります。これは問題であつたと思ひます が今後のものに適用せんとする |
| 助 | 役 | 二九場合は便用料をうたつてみうつで問題であります。 賃貸の條例は未だ考へてゐません。その当時の状況を見て議會で 決めて思ふから |
| 二 | 番 | 村は土地便用料口うたつてヨリ三事が物達はどう條例にうたつ てあるか。 |
| 助 | 役 | 元は便用料の條例で二つにはうたつてあります。物達の便 福祉關係の事よりが政府より派遣されております。物達の便 用料を貰へうやうやしく又地市町村とどつか |
| 二 | 番 | 村は現在にうつております。村が収入が少ないので出来りと思う 地市町村でもそんなどこは南りてなります。それでどうかといふと 政府に貰してあるのは取れなかつた |
| 助 | 役 | 登記所は別で、福祉關係は取れなかつて言ふ意味ですか 質疑を打切りだつて思ひますか |
| 副議長 | | |

副議長

裏議員として唱うあります。

副議長

御裏議員なり称すであります。質疑を打切ります。

八番

討論を願ります。

副議長

さう某公一方向的で取立方に立っております。賃貸料の設定を

副議長

必要と思ひますので不賛成致します。

八番

休憩致します。(午後五時五分)

副議長

再開致します。(午後五時十分)

八番

光の不賛成の意見を撤回致します。

八番

動議を提出します。二項から三三倍と立ててあります。安定期

副議長

法があまりでは四月換算をして下さい。

八番

休憩を宣す(午後五時四分)

副議長

再開を宣す(午後五時四分)

八番

賛成と唱うあります。

八番

この議員の動議口答成者なまため不成立になります。

八番

研究の餘地が有ると思ふ。土地の場合建物の場合賃貸料が

八番

良しと思う。使用料の場合に権力者の方的なりであります。

八番

使用料の場合の條例が訂されてあります。

八番

賃貸料はと云うのは民法に基づく特例法であります。

八番

今度の場合の額が大過へる額があるが、妥当であろうと思ふ。

八番

賃貸料を定めと言つて民法に基づく法があるところです。

八番

その原案通り賛成致します。

| | |
|-------------------------------------|--|
| 副議長 | で討論を打切らるゝでせうかの詰りです。 |
| 副議長 | 異議なしと喝うちあり。 |
| 副議長 | 御要議がどの様でありますか。討論を打切ります。 |
| 副議長 | 表決致します。 |
| 正番議員八番議員原菜通一賀成とう意見に賀成 りす。手賀願ひます。 | 番議員(一七名)過半数であります。議案第二十九 号教科文用料徵收條例一部改正する條案を原菜 通り可決を定めます。 |
| 副議長 | 休憩を當す(午後五時三十分) |
| 正番議員(一五名) | 再開を當す(午後五時三三分) |
| 正番議員(一五名) | スクラップ問題を早急にまとめて予算处置をして行こべき かは併せて二点を先にすへばどと思ひます。 |
| 副議長 | 緊急動議を提出します。 |
| 副議長 | 賀成と喝うちあります。 |
| 正番議員(一六名) | 五番議員より提出された動議は成立しております。 二小点、消防隊條例等を改訂して日程通り進めようが、た てます。今も動議をあわせた意見とか分りません。 |
| 副議長 | 議事日程通り進 めておられに。 |
| 正番議員(一五名) | 今先に動議を提出せよとが撤回致します。 |
| 副議長 | 日程第ハ議案第三章、村消防隊條例一部を改正す |

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 副議長 | 力除例業を付議致しました |
| 書記 | 書記として朗読せしめます |
| 副議長 | 提案者の御説明を願ります |
| 助役 | 理由に至りては提案理由の通りであります。質疑がありましたらお答を致します |
| 副議長 | 質疑がありましたらお聽き願います。 |
| 番 | 番号と申す許書を持ちます。 |
| 管課長 | はい五名免許書を持ちます。 |
| 管課長 | 消防隊員の機構とは、部長は班長付であります。 |
| 管課長 | 消防隊長、第3種と分類してあります。そり部長 |
| 番 | 第3種の隊長副隊長規定がありますが、報酬の支給は又人 |
| 終課長 | 員は何名ありますか |
| 番 | 現在17名であります。 |
| 二番 | 西條の場合は特種勤務手当が米3斗5升であります。 |
| 二番 | 強度が死した場合の处置としては隊員はどうですか。 |
| 助役 | 支給方法はつづけてあります。 |
| 番 | 退職金もお出し置として手算などありますか |
| 助役 | 貢目などを取るあります。 |
| 副議長 | 質疑を打切ります。どうぞ |
| 副議長 | 黙識なしと唱えます。ありります下質疑を打切ります |
| 副議長 | 御異議ござり称えあります。下質疑を打切ります |

副議長

討論を願ひます。

一七番 原業三營成す力ありであります。危険を伴う仕事もあり
捕獲がうなれり場合あります。

副議長

討論を大切に良いでせうか。

副議長 里議員と唱うる者あり

御里議がうるをありますで全會一致ひ可決したいと
思ひますか。

里議員と唱うる者あり

では全員御里議がうるをありますで議業第三章
村消防隊條例の一節を改正する條例案を原業通り可決

決定致します。

副議長 休憩を當す(午後五時五十分)

再開を當す(午後六時四分)

本日の日程はこれで全部終了致しました。明日は午前
九時より開會致します。本日午後で休會し散會します

(午後六時一分)